

Ⅱ 危機発生時の対応

(第2章 管理上の事故等)

1 不審者の侵入

学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・手近にある物（モップ、机、椅子、消火器、さすまた等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、他の教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り一室に隔離する。

児童の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。不審者の状況から避難が困難な場合は、教室で待機させる。
- ・学級担任等は、児童を掌握し、安全を確保しながら避難させる。
- ・負傷者の有無などを確認し、負傷の状況に応じて応急手当を行う。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、必要に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・警察等の関係機関への通報と同時に市教育委員会（教育局）に第1報を入れる。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに市教育委員会（教育局）に報告する。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、速やかに事故の発生について伝える。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

危機管理体制の確立

- ・不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）【参考資料等】
- ・学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成15年2月 文部科学省）
- ・登下校時の安全確保に関する取組事例集（平成18年1月 文部科学省）
- ・学校における防犯教室等実践事例集（平成18年3月 文部科学省）

登下校時における事件（連れ去り等）の場合の留意点

- ・児童の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日ごろから、「声掛け事案」の対処法等について児童や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童の安全確保に努める。

2 外部の者による物品の盗難

学校で、朝8時ころ、保健・体育委員の児童Aが朝の放送のため放送室へ行くと、部室の窓ガラスが割られ、そこに置いてあった児童の私物である数枚の音楽CDが紛失していた。Aは、すぐに委員会の担当に連絡した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級又は全校集会等において、全児童に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の児童に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・担任や委員会担当が、被害を受けた児童の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や委員会担当と共に管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・学年集会・全校集会等で事故の概要を伝え、特別教室の使い方などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や委員会担当は児童に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。
- ・管轄の交番、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

未然防止策

- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）
- ・毒物及び劇物取締法第16条の2第1項、第2項（事故の際の措置）

【参考資料等】

- ・「理科薬品等の取扱いに関する手引（二訂版）」（平成10年3月 北海道教育委員会）

薬品の紛失・盗難の場合の留意点

- ・紛失した薬品が学校給食や水道水等に混入されるなど、生命にかかわるような事件になりかねないことを考え、速やかに対応することが必要となる。
- ・日ごろから、理科室の管理責任者は、薬品台帳等により薬品の使用状況を正確に把握するとともに、薬品棚・準備室等の施錠の徹底に努める必要がある。

3 外部の者による器物損壊

学校において、1時間目の前の教室移動の際に、2階の特別教室に行った児童から、教室の窓ガラスが多数割れているとの連絡があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるとともに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、児童や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・各学級又は全校集会等において、全児童に不審者による器物損壊があった事実を説明し、児童に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・状況によっては保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・日ごろから施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実に行う。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的実施するよう要請する。
- ・校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・民法第709条
（不法行為による
損害賠償）

器物損壊が児童による場合

Q 故意に器物損壊を行った児童の保護者に対し、弁償を求めることができるか。

A 原則的には可能である。

〔法令・判例〕

- ・不法行為によって与えた損害には、当然賠償の責任が発生し、児童に責任能力がない場合は、保護者が賠償責任を負う。（民法第709条、第712条、第714条）
- ・児童に責任能力がある場合でも、保護者が監督義務を怠っている場合、保護者に弁償を求めることができると考えられる。（最高裁昭和49年3月22日判決）

4 感染症の発生（結核）

児童Aは、10月上旬から咳や痰などのかぜ症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ、結核と診断された。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- 他の児童や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

関係機関との連携

- 学校医との連携の下に、富良野保健所に通報し、対応について協議する。
- 保健所が設置する「対策委員会」に加わるとともに、定期外健康診断が実施される場合は保健所に協力する。
- 学校は結核と診断された児童以外の児童や教職員の定期健康診断結果等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

教育委員会（教育）への報告

- 児童に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、市教育委員会（教育局）に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

【報告様式】「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について」

（平成21年4月22日付け教学健第128号教育長通知）に定める別記様式1

保護者への対応

- 保健所からの要請で、定期外健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。
- 結核と診断された児童の人権やプライバシーに十分配慮する。

その他

- 結核と診断された児童・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように指導の充実を図る。

2 今後の対応策（感染予防）のポイント

感染予防

- 全ての児童に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関への受診指導結果の把握等に努める。
- 保健学習や保健指導において、結核に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、児童への予防教育の徹底を図る。
- 家庭に対しては、児童の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- 地域における発生や流行状況等の実態を把握する。
- 教職員は、自身が発病すると児童に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、有症状時には早期に受診をする。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第18条（保健所等との連携）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- 学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- 学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条（健康診断）

【通知等】

- 「学校における結核の予防について」（平成11年9月16日教ス保第5008号教育長通知）
- 「学校における結核の予防と発生時の対応について」（平成16年6月29日教ス健第3014号生涯学習部スポーツ健康教育課長通知）
- 「学校における結核の予防と発生時の対応について」（平成19年4月3日教学健第19号生涯学習部学校教育局学校安全・健康課長通知）

【参考資料等】

- 学校において予防すべき伝染病の解説（平成11年3月文部省）
- 学校保健推進資料改訂版（平成14年3月北海道教育委員会）
- 定期健康診断における結核検診マニュアル（平成15年2月日本学校保健会）
- 学校における結核マニュアル（教師用参考資料）（平成16年3月文部科学省）
- 啓発教材（文部科学省）
「かけがえのない自分かけがえのない健康（中学生用）」（平成20年8月）、
「健康な生活を送るために（高校生用）」（平成20年8月）

麻しん発生の場合の留意点

- 学校内における欠席状況を把握し、発生状況の確認に努め、発熱等の症状がある者に、速やかに医師の診断を受けさせる。
- 学校医等に相談し、臨時休業等を実施するなど、迅速かつ適切に対応する。
- 麻しんの流行に関する情報を収集し、保護者等に情報提供する。
- 保健調査等により既往歴、予防接種歴を把握し、未罹患・未接種者に対しては接種勧奨を行う。

5 インフルエンザ等への対応

インフルエンザと診断され欠席する児童や、インフルエンザ様症状を呈して早退する児童が多く見られるようになった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・全校児童の欠席状況、欠席理由を把握するとともに、他の児童や教職員の中にインフルエンザに感染している者がいないかなど、健康状態を把握する。
- ・基礎疾患のある児童を把握し、家庭と連携した保健指導を行う。
- ・児童の罹患状況やワクチンの接種状況を把握する。

保護者への対応

- ・学校における発生状況を周知し、家庭内で子どもの健康観察や登校前の検温を依頼するとともに、発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水など）のある場合は、登校を控え、医療機関を受診させるよう協力を求める。
- ・児童に対し、うがい、手洗いの励行や、咳などの症状がある場合のマスクの着用や咳エチケットの徹底を図るとともに、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるよう、家庭での指導を依頼する。
- ・抵抗力をつけるため、適切な運動をさせたり、バランスのとれた食事や十分な休養、睡眠をとらせたりするよう、家庭の協力を求める。
- ・基礎疾患のある子どもの保護者に対して、発症時の早期受診などの注意喚起を行う。

関係機関との連携

- ・学校医、保健所等と密に連携し、地域での流行状況や罹患状況を把握する。

感染拡大防止

- ・インフルエンザと診断された者及びインフルエンザ様症状がある者について、出席停止にするとともに、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の措置を講じる。
- ・臨時休業を実施するに当たっての生徒指導、学習指導、保健指導を行うとともに、保護者と連携して健康観察を行うなど、休業中の児童の感染状況の把握に努める。
- ・修学旅行等の学校行事については、感染拡大防止のため、実施を延期するなどの措置を検討する。
- ・集会・スポーツ大会等への参加については、原則として、臨時休業の措置を講じている学校・学年・学級に在籍する児童は参加を見合わせる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・臨時休業の措置を講じた場合は、速やかに市教育委員会（教育局）に報告する。
- ・児童に出席停止を命じた際には、「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告」（平成21年4月22日付け教学健第128号教育長通知）に定める別記様式1により報告する。

2 今後の対応策（感染予防）のポイント

感染予防

- ・保健学習や保健指導においてインフルエンザに関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、児童への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対して、うがい、手洗いの励行や、基本的な生活習慣の確立などの協力を依頼し、感染予防に努める。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第18条（保健所等との連絡）第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- ・学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- ・学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）

【通知等】

- ・「新型インフルエンザによる臨時休業中の指導について」（平成21年8月31日学校教育局学校安全・健康課主幹事務連絡）
- ・「新型インフルエンザに関する臨時休業等の対応について」（平成22年1月12日教学健第1285号学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「新型インフルエンザに関する修学旅行等の対応について」（平成22年1月29日教学健第1362号学校教育局学校安全・健康課長通知）

【臨時休業の目安について】

- 学級閉鎖
 - ・同一学級内において、A型インフルエンザと診断された児童及びインフルエンザ様症状を有し欠席している児童が当該学級の在籍者の概ね20%に達した場合（ただし児童数が20名未満の学級にあっては4名以上となった場合）。
- 学年閉鎖
 - ・学級閉鎖が同一学年において複数発生した場合で、かつ、A型インフルエンザと診断された児童及びインフルエンザ様症状を有し、欠席している児童が、当該学年の在籍者数の概ね20%に達した場合。
- 休校・学年閉鎖が複数発生した場合で、かつA型インフルエンザと児童及びインフルエンザ様症状を有して欠席している児童が全校の在籍者数の概ね20%に達した場合。
- 臨時休業の期間・原則として5日間（土・日曜日、休日を含む）なお、学校の設置者等は各地域や各学校の実情に応じて臨時休業の期間を決定することができるが、その際、学校医、保健所等との連携のもとに必要な指導助言を得た上で行うものとする。

6 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症と診断された、もしくは濃厚接触者であるとの報告が保護者や保健所から学校へ報告があった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・当該児童の学校における活動状況等を速やかに確認し、濃厚接触者の可能性のある職員・児童を把握し、保健所からの情報提供に備える。
- ・欠席状況、欠席理由を把握するとともに、家族および他の児童や教職員の中に感染の可能性があるかなど、健康状態を把握する。
- ・基礎疾患のある児童を把握し、家庭と連携した保健指導を行う。
- ・児童の罹患状況やワクチンの接種状況を把握する。
- ・保育所や中学校にきょうだいがいる場合、速やかに情報提供する。

保護者への対応

- ・学校における活動の状況を周知し、家庭内で子どもの健康観察や登校前の検温を依頼するとともに、発熱や呼吸器症状（咳、のどの痛み、鼻水など）、味覚・嗅覚に異常のある場合は、登校を控え、かかりつけ医への受診もしくは厚生労働省の相談窓口（Tel 0120-565653）へ相談するよう協力を求める。
- ・児童に対し、うがい、手洗いの励行や、咳などの症状がある場合のマスクの着用や咳エチケットの徹底を図るとともに、不要不急の外出を控えるよう、家庭での指導を依頼する。
- ・抵抗力をつけるため、適切な運動をさせたり、バランスのとれた食事や十分な休養、睡眠をとらせたりするよう、家庭の協力を求める。
- ・基礎疾患のある子どもの保護者に対して、発症時の早期受診などの注意喚起を行う。
- ・風邪症状がある場合はきょうだいを含め登校を控えていただく（新型コロナウイルス感染症関係による出席停止）。

関係機関との連携

- ・教育委員会、保健所、学校医等と密に連携し、市内および上川管内での流行状況や罹患状況を把握する。

感染拡大防止

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合、濃厚接触者の可能性がある場合および風邪症状がある場合は、出席停止にするとともに、保健所の指導に基づき必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の措置を講じる。
- ・臨時休業を実施するに当たっての生徒指導、学習指導、保健指導を行うとともに、保護者と連携して健康観察を行うなど、休業中の児童の感染状況の把握に努める。
- ・修学旅行等の学校行事については、感染拡大防止のため、実施を延期するなどの措置を検討する。
- ・集会・スポーツ大会等への参加については、原則として、臨時休業の措置を講じている学校・学年・学級に在籍する児童は参加を見合わせる。また、感染の拡大状況によっては、参加を取りやめる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・児童や保護者が新型コロナウイルス感染症の疑いでPCR検査を受けた場合には、その状況について教育委員会へ速報する。
- ・保健所の指導により、臨時休業の措置を講じた場合は、速やかに市教育委員会（教育局）に報告する。
- ・児童に出席停止を命じた際には、「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告」（平成21年4月22日付け教学健第128号教育長通知）に定める別記様式1により報告する。

2 今後の対応策（感染予防）のポイント

感染予防

- ・保健学習や保健指導において各種感染症に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、児童への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対して、うがい、手洗いの励行や、基本的な生活習慣の確立などの協力を依頼し、感染予防に努める。
- ・感染者やその家族への差別・偏見のないよう、日頃から指導の充実に努める。

3 関係法令等

【法令等】

- ・感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律

【通知等】

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」

7 学校給食による食中毒

授業中や休み時間に、複数の児童が嘔吐や下痢、発熱などの症状を訴え、早退した。その後、症状を訴えた児童の保護者から、「診察した医師によると、食中毒の疑いが考えられる。」との連絡を受けた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・欠席者や早退者などが全学年にわたる状況の時は、学校給食による食中毒の可能性を想定し、給食中止の判断を迅速に行うとともに、過去10日間の児童の欠席状況及びその理由、健康記録を把握する。また、近隣校の状況についても把握する。
- ・児童の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。
- ・学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- ・感染症の疑いも視野に入れ、発生前2週間内に食物を扱った実習や行事等について把握する。

保護者への対応

- ・入院や欠席等をしている児童に対して、学級担任等が病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・症状のある児童の保護者に対して、児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・すべての保護者に対して、保護者説明会等で状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識と二次感染予防について周知する文書を配布し、不安解消に務める。

児童及び保護者への対応

- ・全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。
- ・罹患した児童に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けることなどが無いよう配慮する。

関係機関との連携

- ・学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、有症者への処置の方法などについて指示を受け、対応する。
- ・保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・関係機関の原因究明に協力し、原因の除去、再発防止に努める。
- ・単独校調理場方式の場合、調理場（給食室）の作業内容や衛生管理等の状況を把握するとともに、衛生管理責任者（栄養教諭等）に衛生管理を徹底させる。

未然防止策

- ・栄養教諭や調理従事者等が衛生管理にかかわる知識等を身に付けるため、研修会等の機会をとらえて資質の向上を図るよう促す。
- ・施設整備の状況を把握し、衛生管理上問題点があれば、教育委員会に報告するとともに、各学級に使い捨ての手袋を常備するなど、日ごろから衛生管理の徹底を図るとともに、二次感染の防止に努める。
- ・対策委員会の設置の必要性等について協議し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって対応する体制づくりに努める。

3 関係法令等

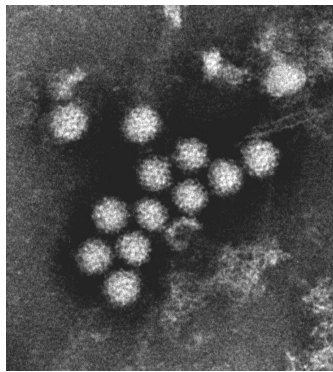
【法令等】

- ・食品衛生法第58条、同法施行規則第72条（中毒の届出）
- ・学校保健安全法第13条2項（臨時的健康診断の実施）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）

【参考資料等】

- ・学校給食衛生管理基準の施行について（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・改訂学校給食衛生管理マニュアル（平成18年3月北海道教育委員会）

ノロウイルスによる 感染性胃腸炎・食中毒を 予防しましょう！！



写真：道立衛生研究所提供

1 ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒をご存知ですか？

ノロウイルスは、ウイルスの中でも小さく、球形をしたウイルスで、世界中に広く分布しており、感染した場合、急性胃腸炎を引き起こします。

このウイルスは、人から人に感染することで感染性胃腸炎の原因になるほか、ウイルスに汚染された食品を食べて感染することから食中毒の原因にもなります。

発生は一年を通して見られますが、11月くらいから発生件数が増加し、12月～翌年1月にピークとなる傾向にあり、冬から春にかけて注意が必要です。

このリーフレットを参考にして、
ノロウイルスの感染を予防しましょう！！



2 どのような症状なの？

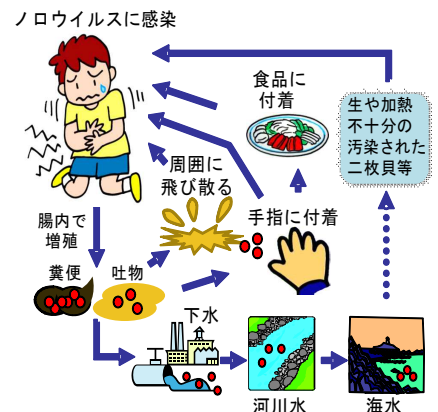


- ① 潜伏期間（感染から発症までの時間）は通常24～48時間です。
- ② 主な症状は吐き気、おう吐、下痢、腹痛で発熱は軽度です。これらの症状が1～2日続いた後、回復し、後遺症もありません。
- ③ 感染していても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もあります。

3 どのように感染するの？

ノロウイルスの感染力は強く、感染経路は、ほとんどが経口感染（ウイルスが口から入って感染すること）で、次のように感染すると考えられています。

- ① 家庭や共同生活施設などで、人と人が接触する際や、患者のふん便や吐ぶつを処理する際に人の手などを介して二次感染した場合
 - ② 調理に従事した人が感染しており、その人の手指を介して汚染された食品を食べた場合
 - ③ 汚染された貝類を生あるいは十分に加熱しないで食べた場合
- ※ このウイルスは下痢やおう吐などの症状がなくなっても、通常1週間程度、長いときには1ヶ月程度、ふん便の中にウイルスの排泄が続くことがあるので、**症状が改善した後も注意が必要です。**



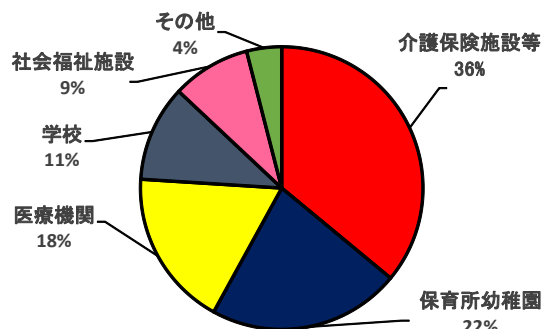
【ノロウイルスの感染経路】

4 どのような場所で発生が多いの？

平成13年1月～平成25年9月までに北海道で発生した1,445例の集団感染事例の発生施設は右図のとおりです。

介護保険施設等（老人福祉施設を含む。）での発生が一番多く、次いで保育所・幼稚園、医療機関、学校、社会福祉施設となっており、集団で生活する人々の間での感染が目立っています。

同じ時期（平成13年1月～平成25年9月まで）に発生した170例の食中毒事例では、原因施設が飲食店77%、給食提供施設9%、その他14%となっています。



ノロウイルス感染症発生施設
（平成13年1月～平成25年9月）

5 予防方法は？

ウイルスはとても小さいため、目には見えません。「ウイルスに汚染された物、場所に触れている」ことや、「症状が改善した後、症状があらわれていない場合もウイルスを排泄している」ことを想定して感染防止対策を行いましょう。

(1) 手洗い

- ① 爪を短く切って、指輪や時計をはずします。
 - ② 石けんを十分に泡立て、ブラシなどを使用して手指や手首を洗浄します。
 - ③ 流水で十分すすぎます。
 - ④ ペーパータオルで手を拭きます。
(布タオルの他の人との共用は避けましょう。)
- ※ 石けん自体はノロウイルスの感染力を失わせることはできませんが、手の脂肪等の汚れを落とすことにより、ウイルスを手指からはがれやすくします。
- ※ ②～③の手順を2回以上行くと、より効果的です。



(2) 消毒、加熱処理

消毒用エタノールや逆性石けんはノロウイルスの感染力を失わせることにあまり効果がありませんが、次亜塩素酸ナトリウム（市販の家庭用塩素系漂白剤を希釈したもの。下記①、②参照）や加熱（85℃、1分以上）は効果があります。（調理器具、食品など）

<消毒液の作り方>

- ① 器具消毒・汚物処理用等：市販の家庭用塩素系漂白剤（濃度約5%）4mlを1ℓの水に薄めたもの（0.02%）
- ② 汚物処理物品の消毒用：市販の家庭用塩素系漂白剤（濃度約5%）20mlを1ℓの水に薄めたもの（0.1%）

(3) ふん便や吐ぶつの処理、汚染されたおそれがある場所の消毒

感染を広げないためには、ふん便や吐ぶつ、その拭き取りに使用した物を適切に処理しましょう！！

- ① 使い捨てのガウン（エプロン）、マスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないように、ふん便や吐ぶつはペーパータオルで静かに拭き取ります。
- ② ふん便や吐ぶつを拭き取った後や、多数の人が触れる手すりやドアノブなどは、次亜塩素酸ナトリウム（上記(2)①参照）で浸すように拭き取り、その後水拭きをします。
じゅうたん等には85℃1分以上、スチームアイロンをかけます。
- ③ 拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム（上記(2)②参照）を入れることが望ましいです。



ノロウイルスは乾燥すると容易に空中にたどり、これが口に入って感染することがあるので、消毒後はウイルスが屋外に出て行くよう空気の流れに注意しながら換気を十分に行い、ふん便や吐ぶつ、拭き取りに使用したペーパータオル等は放置、乾燥させないことが重要です。

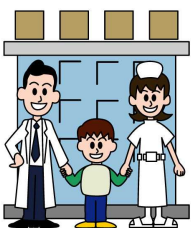
- ④ リネン類は付着した汚物中のウイルスが飛び散らないように処理し、洗剤を入れた水の中でもみ洗い後、熱水洗濯（85℃1分以上）か次亜塩素酸ナトリウムの消毒が有効です。十分すすいだ後、高温の乾燥機などを使用すると殺菌効果が高まります。また、下洗い場所は次亜塩素酸ナトリウム（上記(2)①参照）による消毒後、洗剤を使って掃除をする必要があります。

※ 消毒の方法について不明な点がございましたら、最寄りの保健所にご相談ください。

6 感染したかもしれないと思ったら？

かかりつけの医師や最寄りの保健所にご相談ください。

○お問い合わせ先



**正しい手洗いはあらゆる
感染症・食中毒予防の基本です！！**

8 学校給食への異物混入

給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある児童がパンの中に縫い針が入っていたと担任に報告した。

1 発生時の対応ポイント

初期対応

- ・担任は、児童の負傷の有無を確認し、学級の児童に対して、給食を食べないように指示するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・直ちに校内放送等により、児童・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。

状況の把握

- ・異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。
- ・パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。
- ・衛生管理責任者（栄養教諭等）に、食品の検収の状況を確認するよう指示する。
- ・共同調理場方式の場合は、早急に共同調理場に事故の概要を報告するとともに、今後の対応策について協議し、共通理解を図る。
- ・故意に混入したことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。
- ・児童の健康状態や対応などについて正確に記録しておく。

保護者への対応

- ・保護者説明会等を設け、異物混入の概要や対応、予防策等について分かりやすく説明するとともに文書を配布し、不安解消に努める。

児童への対応

- ・学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食用パンの使用を再開する。
- ・全校集会などを通じて、児童に事故の概要を説明し、不安解消に努めるとともに、食べ物に異物が混入されることは、人命にかかわることであり、絶対にあってはならないことを指導する。

関係機関との連携

- ・警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・混入した物によっては、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。また、翌日以降の給食の中止や献立変更について対応策を協議する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・学校給食の安全管理のための担当者を明確にするるとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を保管する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施錠等）を徹底するなど、管理体制を整える。
- ・安全確保のため、児童への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）、第29条2項、第29条3項
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

【参考資料等】

- ・学校給食衛生管理基準の実施について（平成21年4月1日付け21文科ス第6010号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・改訂学校給食衛生管理マニュアル（平成18年3月北海道教育委員会）

9 食物アレルギー

給食指導中、児童Bが、全身にじん麻疹があり、腹痛を感じると担任に訴えてきた。担任が様子を見ている間にBはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・担任は当該児童の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・救急車を要請して教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。

児童への対応

- ・アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童は、動き回らせないように注意し、摂取した食べ物が口腔内に残っている場合には、自分で吐き出させるか、背部叩打法（相手の背中を強く叩き異物を除去する方法）等により、異物を除去する。
- ・口腔内の異物がないことを確認した後、吐物等による窒息を防ぐための回復体位（横向きの状態）など、適切な体位で寝かせる。また、血圧の低下が疑われる時は、足側を15cm～30cmほど高くする姿勢をとらせる。
- ・意識のない場合は、気道を確保する姿勢を保つ。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・症状が回復しても数時間後に症状が再び現れることもあることから、絶対に一人では下校させないようにする。
- ・状況によっては、他の教職員の協力を速やかに求める。

保護者への対応

- ・保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、学級担任等が病院に向かい、保護者に事故の詳細を説明する。

関係機関との連携

- ・学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・学級担任、養護教諭、栄養教諭等から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- ・関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修の実施など、再発防止策を講じる。

未然防止策

- ・教職員が研修等を通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、応急手当等について知識や技能を習得する。
- ・アナフィラキシーが発生した場合の対応について定め、教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急連絡先の確認等）
- ・食物アレルギーの有無、原因となる食物、運動との関連の有無、給食の対応、薬の携帯、課外活動の留意点等、児童の実態について保護者から情報を得る。なお、食物アレルギーの有無等については、医師の診断に基づくものであることを確認しておくことが大切である。
- ・保護者の同意を得た上で、児童のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、校長、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が食物アレルギーの対応について協議し、個別の対応策を明確にする。
- ・当該児童に食物アレルギーの代替食等を提供する場合は、代替食等を一般献立の給食と取り違えることがないように注意して管理する。
- ・各種通信（学校だより、給食だより等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

3 関係法令等

【参考資料等】

- ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月財団法人日本学校保健会）
- ・食に関する指導の手引（平成19年3月文部科学省）

アナフィラキシーとは

アナフィラキシーは、食物、薬物、蜂刺、ワクチンや運動などが原因で誘発される全身性の急性アレルギー反応で、急激な症状悪化から死に至る可能性もある重篤なアレルギー反応である。

10 飲料水の事故

多くの児童から飲料水に異臭があるとの訴えがあった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・汚染の訴えがあった場合、飲料水を確認し、汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を中止するとともに、全教職員・児童等に周知する。
- ・体調不良を訴える児童等がいる場合は、養護教諭に連絡し、保健室で応急手当をした後、必要に応じて救急車の出動を要請し、教職員が同乗して医療機関へ搬送する。

関係機関との連携

- ・学校薬剤師、検査機関、水道事業者と連携し、速やかに水質検査（臨時）を実施する。

保護者への対応

- ・体調不良を訴え、応急手当や医療機関での診察を受けた児童の保護者に対して、状況を説明するとともに、帰宅後の当該児童の体調確認と再び体調不良となった場合の速やかな医療機関での受診、当該児童の状況の学校への連絡を依頼する。
- ・水道水の使用を中止した場合は、保護者に対し水道水に異常が発生したこと及び学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・保健所等の関係機関による水質検査（臨時）の結果を基に原因の特定に努め、原因が学校管理下の施設設備の不備にある場合は、速やかに市教育委員会（教育局）に改善の措置を講ずるよう要望する。
- ・原因が市等の水道事業者から学校施設までの経路の途中の問題にある場合は、速やかに関係機関と連携して対策を検討し、市の水道事業者等に改善の措置を講ずるよう要望する。

未然防止策

- ・飲料水の管理に当たり、受水槽・高置水槽を設置している場合は、汚水の混入や細菌の増殖によって汚染される可能性を想定し、遊離残留塩素や外観・臭気・味等の日常点検を着実に実施する。
- ・教職員及び児童には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味などについて関心をもたせ、万一異常を感じたときは、直ちに連絡するよう指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法（第26条～30条）

【通知等】

- ・「学校環境衛生の基準」
（平成4年6月文部省体育局長裁定）
- ・「学校環境衛生の確保の徹底について」
（平成15年6月9日生涯学習部スポーツ保健体育課長通知）

【参考資料等】

- ・学校環境衛生管理マニュアル（平成16年3月文部科学省）

飲料水の管理

多くの学校は水道事業者から飲料水の供給を受けており、学校内の水道施設・設備を含め、飲料水の管理は学校が行うものである。

1 1 火災

授業中に1階ボイラー室から火災が発生した。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ・管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。
- ・授業担当教諭は、教室の窓を閉めるとともに児童の動揺を抑え、避難の準備をする。

避難指示・誘導

- ・避難誘導を担当する教職員は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ・授業担当教諭は児童を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示する。
- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた児童がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする児童の避難をサポートする。
- ・重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

事後対応

- ・消防署や警察等関係機関の事実確認などの対応は、管理職に窓口を一本化し、他の教職員は管理職の指示があるまで待機する。
- ・負傷した児童がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・今後の対応（下校等の措置）について、連絡網等により保護者に連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・日ごろから、防火管理者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、全教職員が消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- ・避難経路の指示、出入り口の安全確保を行う。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担を適切に行い、実効性のある防災体制を確立する。
- ・学校付近からの出火に際しても、児童を安全に避難させるなど、速やかに対応できるようにする。

実践的避難訓練の実施

- ・多様な時間帯、多様な出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

始業前や放課後における火災発生時の留意点

- ・校舎内にいるすべての人の安全な場所への避難を最優先に進める。
- ・校舎内を詳しく点検し、児童及び教職員、来校者が校舎内に残っていないか確認する。
- ・避難後は、各家庭に連絡し、全児童の安否を知らせる。

12 地震・津波、火山噴火

3時間目の授業中に地震が発生し、震度5強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応ポイント

安全確保（揺れを感じたら）

- ・児童に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本などで頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・避難口を確保するため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

状況把握（揺れが収まった後）

- ・管理職は、状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難方法等を決定するとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無等を把握する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・授業担当教諭は、児童の負傷の有無や程度、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）を確認するとともに、児童の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から児童の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教諭や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。

避難指示・誘導

- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、児童の避難を開始する。その際、「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝えるなど、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故が発生した場合はその概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・報道機関や警察、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・児童を下校させる場合は、状況に応じて保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。

津波警報（注意報）発令時の対応

- ・海岸や河岸付近の学校においては、速やかに安全で高い避難場所（高層階、屋上、裏山など）へ児童を誘導する。
- ・避難場所では、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて正しい情報を収集する。
- ・警報・注意報が解除されるまで避難場所で待機させる。

2 防災対策のポイント

安全教育の徹底

- ・安全教育の指導計画を見直し、学校の教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招へいした講演会を行ったり、関係機関等と連携した防災訓練を行ったり、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行ったりするなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・防災体制の問題点を確認するとともに、日ごろから、教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」（平成19年9月21日学校教育局学校安全・健康課長通知）

火山噴火の場合の留意点

- ・火山情報に注意し、常に最新情報を収集する。
 - ・避難勧告が出た場合は、児童を指定された避難場所へ安全に誘導する。
 - ・学校が避難場所になった場合の対応について、市の防災担当とあらかじめ協議しておく。
- 災害発生時の「声の伝言板」
【災害伝言ダイヤル171】
- ・地震や火山の噴火等による災害が発生し、電話がつかりにくい状況になった場合、安否確認の伝言を録音できるサービス

1.3 台風（水害）、暴風雪（雪害）

台風の影響で昼前から徐々に風雨が強まり、午後に入って予想以上の風と集中豪雨になった。学校の周囲では至る所で街路樹が倒れ、道路の一部が冠水している。

1 発生時の対応ポイント

状況把握（初期対応）

- テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告等の正確な情報収集を行う。
- 学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、児童の安全確保に努めるよう全教職員に指示する。状況に応じて体育館などの安全な場所に避難させる。
- 学校周辺の状況を把握するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童の通学経路の状況の把握に努める。
- 必要に応じ近隣校と情報交換を行う。
- 始業前に児童の安全が脅かされることが明らかな場合は、臨時休業等の措置を講ずる。

下校・待機の判断

- 下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合は、学校に待機させる。
- 学校で待機させる場合は、児童を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故が発生した場合は、その概要について、速やかに市教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

2 防災対策のポイント

事前の対応策

- 日ごろから、教職員の危機管理意識の高揚を図り、防災体制を整備しておく。
- 校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。
- 日ごろから、教職員が分担して通学路等を巡回し、河川・用水路・側溝・水田、坂道などの危険箇所の状況を把握するとともに、必要に応じ教育委員会を通じて市の土木課等へ通報し、安全確保の措置を講ずるよう要望する。
- 災害発生時に迅速に対応できるような情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問い合わせ先を確認しておく。水害：（市役所、北海道開発局）、雪害：（SB保護者宅、市役所、市教委）

安全教育の徹底

- 災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- 防災の専門家を招へいした講演会を行ったり、関係機関等と連携した防災訓練を行ったり、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行ったりするなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- 集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網のシミュレーションの実施など、児童や保護者が緊急時における安全について理解し、安全な行動を取ることができる指導を充実させる。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）
- 災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- 「台風期における防災体制強化について」（平成17年9月5日企画総務部学校施設課長・生涯学習部スポーツ健康教育課長通知）
- 「今冬の大雪における通学路等の安全確保の徹底について」（平成18年1月24日生涯学習部スポーツ健康教育課長通知）
- 「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」（平成19年9月21日学校教育局学校安全・健康課長通知）

雪害の場合の留意点

- 暴風雪時の緊急下校を考慮し、日ごろから通学時の服装等、児童の防寒対策に留意する。

落雷の場合の留意点

- 雨が降っていなくても落雷の可能性があるため、天候の急変に留意する。
- 落雷発生時に校外やグラウンドで活動していた場合、速やかに屋内へ避難する。

富良野市洪水ハザードマップ

平成21年に発行された「富良野市洪水ハザードマップ」（洪水避難地図）を参照。本校は、地域の避難場所に指定されている。

追録 登下校中の突発的な自然災害への対応

児童が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪）に遭った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握（自然災害の発生を認知したら）

- ・気象庁が発表する特別警報、警報、注意報等の防災気象情報や道路、避難勧告等の正確な情報を収集するとともに、関係機関への問い合わせ、実際の状況の観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童に関する情報を共有する。

登校前、帰宅後の児童・保護者への対応

- ・保護者に連絡をして児童が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難するなど、連絡後の動向予定等を確認する。

通学途中の児童・保護者への対応

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童の所在や心身の状況を確認するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するよう指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できない児童がいる場合には、市町村教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

在校している児童・保護者への対応

- ・在校している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・保護者へ児童の状況を連絡し、引き渡しや下校の方法について確認する。

関係機関との連携

- ・警察…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・児童の状況と安全確保に関する対応について、速やかに市町村教育委員会（教育局）に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等から児童の所在等について問い合わせがあった場合は、混乱を避けるため、窓口を一本化し、市町村教育委員会又は管理職が行う。
- ・記者発表等の報道対応は誤報を避けるため、児童の個人情報の取扱いに十分配慮し、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

2 発生後の対応ポイント

状況の把握（自然災害が収まった後）

- ・学校周辺の状況及び児童の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問して、待機している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。

下校・待機の判断

- ・学校や通学途中の避難できる場所から下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合には学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童を掌握しやすいように集合させる。
- ・下校が可能になった時点で、保護者への引き渡しや、保護者と下校方法を確認した上で下校をさせる。

3 自然災害の発生に備えた対応ポイント

(1) 通学途中の災害発生への基本的な対応

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自然災害に応じた一人一人の通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル、商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく。
- ・通学途中の避難できる場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
- ・一人一人の児童生徒等の通学途中の避難できる場所の避難予定者リストを作成しておく。
- ・児童生徒等が安全に避難することができるよう、教育委員会と連携し、避難できる場所、地域自主防災組織、市町村の危機管理部局に避難誘導や避難できる場所での対応について協力を依頼しておく。

(2) 発生する自然災害に応じた指導

① 地震が発生した時の対応

児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。

- ・あらかじめ決めてある通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）に避難する。
- ・津波が来る可能性がある場合は、市町村長が指定する指定緊急避難場所に避難し待機する。
- ・揺れが収まったら通学路の安全を確認し、学校か自宅か近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校に避難する。
- ・公共の交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。

② 落雷、竜巻等突風、局地的大雨が発生した時の対応

落雷や竜巻等突風、局地的大雨については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難であるので、児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。

- ・あらかじめ決めてある通学途中の避難できる安全な場所（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）に移動する。

<落雷>

- ・木の下、木の側には避難しない。
- ・自転車に乗車中の場合は、すぐに降りて近くの避難できる安全な建物の中に移動する。
- ・近くに避難できる安全な建物がない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。

<竜巻等突風>

- ・避難できる安全な建物にたどり着けない時には、側溝やくぼみでうつ伏せになり、両腕で頭と首を守る。
- ・風によって飛ばされてくる物に注意する。

<局地的大雨>

- ・水辺から離れる。
- ・地下室や地下道には避難しない。地下室や地下道にいる場合は、地上に出る。
- ・マンホールや側溝の蓋が外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。

③ 暴風雪が発生した時の対応

- ・暴風雪に遭遇した時には、視界不良（ホワイトアウト）により方向感覚がなくなり、自分の位置が分からなくなることがあるので、次のような対応を指導する。

→近くの避難できる安全な建物の中（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家、その他の人家など）に移動して天候の回復を待つとともに、保護者や学校に連絡する。

- ・近くの避難できる安全な建物の中に移動できない時には、次のように対応するよう指導する。

→一人で歩かず、できるだけ複数で行動する。

→歩行中は風によって飛ばされてくる物に注意する。

→重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする。

(3) 自然災害の発生に備えた安全管理

① 地域や通学路の危険箇所の把握

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、地域や通学路の危険箇所を把握する。

② 児童生徒等の避難できる場所等の把握や連絡方法の確認

- ・通学路別に通学途中の避難できる場所の避難予定者リスト、避難できる場所を示した安全マップ、避難できる場所の連絡先一覧及び関係機関の連絡先一覧を整備する。
- ・地域の商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家、「子どもの安全を守る運動」に参加している事業所等に、児童生徒等が避難できる場所としての対応を依頼する。
- ・保護者と連絡網（電子メール等）やWEBページ等を活用した情報の発信を検討する。

③ スクールバス運行中における自然災害の発生に対応した安全管理

- ・乗車する児童生徒等の一覧を作成し、乗務員と共有するとともに、緊急時における乗務員との連絡方法を確認する。
- ・自然災害に応じて、発生時の一時待機場所や待機時の対応について確認する。